

○文部科学省告示第九十四号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十四条の規定に基づき、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）の特例を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。なお、平成二十七年文部科学省告示第六十四号（平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件）は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年七月七日

文部科学大臣 松野 博一

1 総則

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（以下「平成30年度」という。）、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（以下「平成31年度」という。）及び平成32年4月1日から平成33年3月31日まで（以下「平成32年度」という。）の教育課程の編成に当たっては、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）（平成31年度及び平成32年度にあつては、中学校学習指導要領の一部を改正する告示（平成27年文部科学省告示第61号）による改正後の中学校学習指導要領をいう。）（以下「現行中学校学習指導要領」という。）第1章の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 平成30年度の教育課程の編成に当たっては、次のア及びイのとおりとする。

ア 中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）（以下「新中学校学習指導要領」という。）第1章第1から第5までの規定（第1の2(2)及び第2の3(1)カの規定を除く。）によるものとする。

イ 新中学校学習指導要領第1章第1の2(2)、第2の3(1)カ及び第6の規定によることができる。

(2) 平成31年度及び平成32年度の教育課程の編成に当たっては、現行中学校学習指導要領第1章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第1章の規定によるものとする。

2 国語

(1) 平成31年度及び平成32年度の第1学年並びに平成32年度の第2学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ア)のうち「漢字を読む」及び現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」並びに現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第2学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」の部分の規定に係る事項においては、「茨、媛、岡、瀉、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、

阪，阜」を取り扱うものとする。

- (2) 平成32年度の第1学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)イに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔知識及び技能〕(3)ウに規定する事項を加えるものとする。

3 社会

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの社会の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第2節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第2節の規定によることができる。ただし、現行中学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

- (1) 平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの社会の指導に当たっては、次のアからウまでのとおりとする。

ア 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)に規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2A(1)ア(イ)に規定する事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の3(3)ア(イ)の規定を適用するものとし、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(2)アに規定する事項を省略するものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(5)イのうち「富国強兵・殖産興業政策」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(6)イのうち「富国強兵・殖産興業政策」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(4)アのうち「富国強兵・殖産興業政策」に関する規定を適用するものとする。

ウ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の2(4)アに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の2D(1)ア(ア)のうち「領土（領海，領空を含む。），国家主権，国際連合の働きなど基本的な事項について理解する」の部分の規定に係る事項を

加え、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の3(5)ア(イ)の規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の3(5)ア(ア)のうち「領土（領海，領空を含む。），国家主権」に関する規定を適用するものとする。

(2) 平成31年度の第1学年及び平成32年度の第1学年並びに第2学年における社会の指導に当たっては、次のアからカまでのとおりとする。

ア 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕及び現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第2節第3の1(2)の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第2章第2節第3の1(3)の規定により、授業時数を両分野に適切に配当するものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)ウに規定する事項に現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)エのうち「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせる」の部分の規定に係る事項を加え、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の3(3)エの規定を適用するものとし、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)エに規定する事項を省略するものとする。

ウ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(2)アのうち「世界の古代文明」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)アのうち「世界の古代文明」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)アのうち「世界の古代文明」に関する規定を適用するものとする。

エ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(3)アに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2B(2)ア(ア)のうち「元寇^{げんこう}がユーラシアの変化の中で起こったことを理解する」の部分の規定に係る事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)イのうち「ユーラシアの変化」に

関する規定を適用するものとする。

オ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(4)アのうち「ヨーロッパ人来航の背景」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(5)アのうち「ヨーロッパ人来航の背景」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)ウのうち「ヨーロッパ人来航の背景」に関する規定を適用するものとする。

カ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(5)アのうち「市民革命」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(6)アのうち「市民革命」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(4)アのうち「市民革命」に関する規定を適用するものとする。

4 数学

(1) 次の表の第1欄に掲げる年度の同表の第2欄に掲げる学年の数学の指導に当たっては、それぞれ、現行中学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第3欄に掲げる事項に、新中学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第4欄に掲げる事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第3節第2の規定のうち同学年に係る同表の第5欄に掲げる規定を適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
平成31年度	第1学年	2 A (1)		3 (1)のうち「素数の積」に関する部分
		2 D (1)	2 D〔用語・記号〕のうち「累積度数」	
平成32年度	第1学年	2 A (1)		3 (1)のうち「素数の積」に関する部分

		2 D	2 D (2) ア (ア), 2 D (2) イ (イ)	
		2 D (1)	2 D [用語・記号] のうち「累積度数」	
	第 2 学年	2 D	2 D (1) ア (ア), 2 D (1) ア (イ)	

(2) 平成31年度及び平成32年度の第1学年の数学の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第3節第2〔第1学年〕の3(6)の規定は適用しないものとする。

5 理科

(1) 平成31年度及び平成32年度の理科の指導に当たっては、次のア及びイのとおりとする。

ア 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の2(1)イ(ア)に規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の2(1)ア(イ)㉞のうち「物体に働く2力についての実験を行い、力がつり合うときの条件を見いだして理解する」の部分の規定に係る事項を加えるものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の2(2)アに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の2(2)ア(エ)㉞に規定する事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の3(4)オの規定を適用するものとする。

(2) 平成31年度の第1学年の理科の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の2(1)イ(イ)に規定する事項のうち「水圧」の部分の規定に係る事項を省略し、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の3(2)オの規定は適用しないものとする。

(3) 平成32年度の第1学年の理科の指導に当たっては、次のア及びイのとおり

とする。

ア 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の2(1)イ(イ)に規定する事項を省略し、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の3(2)オの規定は適用しないものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の2(1)イ(イ)に規定する事項を省略し、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の3(2)ウの規定は適用せず、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の2(3)ウに規定する事項を加え、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の3(4)ウ及びエの規定を適用するものとする。

(4) 平成32年度の第2学年の理科の指導に当たっては、次のアからウまでのおりとする。

ア 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の2(3)ア(エ)に規定する事項については、新中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の3(5)エのうち「放射線の性質と利用」に関する規定を適用するものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の2(3)エ(ア)に規定する事項を省略し、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の3(4)オの規定は適用しないものとする。

ウ 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の2(4)ウに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕2(4)ア(エ)㉑に規定する事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の3(6)オの規定を適用するものとする。

6 音楽

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの音楽の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第5節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第5節の規定によることができる。

7 美術

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの美術の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

8 保健体育

(1) 平成31年度及び平成32年度の第1学年の保健体育の指導に当たっては、次のア及びイのとおりとする。

ア 現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の2H(1)に規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の2H(1)ア(ウ)に規定する事項を加えるものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔保健分野〕の3(1)の規定にかかわらず、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔保健分野〕の2(1)アからエまで、2(4)ア及びイのうち「健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要がある」の部分の規定に係る事項を指導するものとする。

(2) 平成32年度の第1学年の保健体育の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の〔内容の取扱い〕(2)クの規定にかかわらず、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の2H(1)ウに規定する事項は省略するものとする。

(3) 平成32年度の第2学年の保健体育の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔保健分野〕の3(1)の規定にかかわらず、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔保健分野〕の2(3)アからエまで、2(4)イのうち「食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となる」の部分の規定に係る事項及び2

(4) ウに規定する事項を指導するものとする。

9 技術・家庭

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの技術・家庭の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第8節の規定によることができる。

10 外国語

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの外国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第9節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第9節の規定によることができる。

11 道徳及び特別の教科道徳

(1) 平成30年度の第1学年から第3学年までの道徳の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第3章の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第3章の規定によることができる。

(2) 平成31年度及び平成32年度の第1学年から第3学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第3章の規定によるものとする。

12 総合的な学習の時間

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第4章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第4章の規定によるものとする。

13 特別活動

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの特別活動の指

導に当たっては，現行中学校学習指導要領第5章の規定にかかわらず，新中学校学習指導要領第5章の規定によるものとする。